

# 大垣市民病院コーヒーショップ運営事業仕様書

大垣市民病院（以下、「当院」という。）のコーヒーショップ運営事業の実施については、この仕様書の定めるところにより行うものとする。

1 名 称 大垣市民病院コーヒーショップ運営事業

2 目 的

患者さん及びその家族などの来院者へのサービス向上及び職員の働きやすい環境づくりを目的としたコーヒーショップを運営する。

3 履行場所 大垣市民病院（大垣市南頬町4丁目86番地）

店舗：2病棟1階・中央廊下 休憩コーナー（27.7m<sup>2</sup>）

客席：2病棟1階・中央廊下（19.5m<sup>2</sup>）、リハビリ庭園（34.0m<sup>2</sup>）、  
3病棟2階デイルーム（24.0m<sup>2</sup>）

※詳細は、大垣市民病院院内見取り図、1階平面図、2階平面図のとおり。

※客席はすべて共有スペース扱いです。

4 契約期間 契約締結日より5年間

5 事業運営実施条件

- (1) 営業日は、原則、通年営業とする。ただし、年末年始の営業日については、別途協議し決定する。
- (2) 営業時間は、平日は午前8時00分から午後8時00分、土日祝日は午前8時30分から午後6時00分までを最低限の営業時間とし、これを超える時間帯については、事業者の提案を基に協議し決定する。
- (3) 店舗及び客席については、車いす利用者及び高齢者等に十分配慮した配置、動線とすること。
- (4) 取扱商品は、病院施設という特殊性を考慮した内容のものとし、事前に協議し決定すること。また、酒類の販売は行わないこと。
- (5) 店舗及び客席の清掃等の衛生管理については、事業者の責任において実施すること。また、業務従事者を介しての院内感染が生じないよう、手指消毒等の感染防止対策を講じること。
- (6) コーヒーショップ運営により生じた廃棄物については、事業者の責任において処分すること。

## 6 遵守事項

事業者は、コーヒーショップ運営事業の実施に当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) コーヒーショップ運営業務に関し、当院が行う指示に誠意をもって対応すること。
- (2) コーヒーショップ運営事業に関する関係法令等を遵守し、食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請・届出等については、すべて事業者の負担で行うこと。
- (3) 省資源や省エネルギー、リサイクル等、環境に配慮した運営に努めること。
- (4) コーヒーショップ利用者及び業務従事者の事故防止に努めること。

## 7 事業体制等

- (1) 事業者は、当院で業務にあたる従事者の中から、業務責任者及び副責任者を選任し、業務時間内はいずれか1名以上を配置すること。
- (2) 業務責任者は、業務の進行を管理・記録し、他の従事者への指示連絡を行うとともに、業務遂行上必要な事項については、当院との連絡・調整にあたること。また、副責任者は、業務責任者を補佐し、業務責任者が不在時はこれを代理すること。
- (3) 当院が事業者の従事者を業務実施上、不適当と認めた場合は、事業者と協議のうえ、適切な対応をすること。

## 8 出店等に要する工事等の経費負担

出店に要する工事等（当院負担分の工事は除く。）の経費は、事業者の負担とする。また、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、事業者の負担において速やかに原状復旧すること。なお、原状復旧に際し、事業者は一切の補償を当院に請求することができないものとする。

※詳細は、大垣市民病院コーヒーショップ設備概要のとおり。

## 9 賃貸借料

事業者は定められた賃貸借料を当院が指定する期限までに全額納入すること。

## 10 光熱水費

光熱水費については、事業者において計量機器（子メーター）を設置し、それによる実費を、当院が指定する期限までに全額納入すること。

## 11 契約の解除

- (1) 当院又は事業者は、契約期間中に本契約を解除し、又は契約の一部を変更しようとするときは、原則、6か月前までに相手方に申し出、協議するものとする。
- (2) 当院は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に通知し、契約を解除することができるものとする。
  - ① 当院からの再三の注意等に対して内容の改善がなされない等、当院が事業者の行うコーヒーショップ運営業務を不適当と認めるとき。
  - ② 事業者が契約を履行しないとき、又は契約に違反し、契約の目的を達成することができないと認められるとき。
  - ③ 事業者の資力の低下等により、契約を履行できない恐れがあると認められるとき。

## 12 損害賠償責任

- (1) 事業者は、コーヒーショップ運営業務の実施にあたり、当院に損害を与えたとき、又は本仕様書の定めを履行しないために当院に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。
- (2) 事業者は、コーヒーショップ運営業務の実施にあたり、第三者に損害を与えたときは、直ちにその第三者に対して、その損害を賠償しなければならないものとする。なお、当院は当該第三者に対して損害賠償の責めを負わないものとする。

## 13 秘密の保持

事業者は、コーヒーショップ運営業務の実施にあたり、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、コーヒーショップ運営業務終了後も同様とする。

## 14 契約の延長

- (1) 当院は事業者に対し、契約の延長を申し出ることができる。
- (2) 事業者は、契約の延長の申し出があった場合は、誠意を持って当院との協議に応じること。
- (3) 契約の延長期間は、1年単位とする。

## 15 その他

この仕様書に定めのない事項については、その都度、当院と事業者が協議のうえ、定めるものとする。